

高度救命救急センターについて

これまでの経緯

高度救命救急センターは、広範囲熱傷、指肢切断、急性中毒等の特殊疾病患者に対する救命医療を行うために必要な相当高度な診療機能を有する医療機関です。令和5年10月現在、34都道府県47か所の医療機関が指定されています。

三重県でも、高度救命救急センターの設置をするべきとの意見をいただき、令和2年度から設置の可否、設置医療機関の選定について検討してきました。

① 令和2年度 of 取組

- 令和2年度の第7次三重県医療計画中間評価見直し時に、県内に高度救命救急センターが未整備であることに言及、第7次医療計画中間見直しにおいて、県内への高度救命救急センター整備を図ると記載

② 令和3年度 of 取組

- 令和3年度の救急医療部会において、三重大学医学部附属病院に高度救命救急センターを整備する方向で進めることを決定

③ 令和4年度

- 令和4年度の救急医療部会において、三重大学医学部附属病院今井救命救急センター長より、高度救命救急センター整備基準に対する充足状況を説明

④ 令和5年度

- 令和5年度の救急医療部会において、三重大学医学部附属病院鈴木救命救急センター長より、高度救命救急センター整備の進捗状況について説明

○主な意見

- ・二次救急、三次救急、高度救命を両立することは難しいのではないか。
- ・重症熱傷の受入体制が整ってから指定される方が望ましいのではないか。
- ・三重大学が高度救命センターになるのであれば、通常の救命救急センターをもう1個作ることをセットで考えなければいけない。

高度救命救急センターの整備基準について

＜整備基準＞

(参考：救急医療対策事業実施要綱)

診療機能		広範囲熱傷、指肢切断、急性中毒等の特殊疾病患者に対する救命医療を行うために必要な相当高度な診療機能を有する。
職員配置	医師	常時高度救命救急医療に対応できる体制をとる。 特に麻酔科等の手術に必要な要員を待機させておく。
	看護師等	特殊疾病患者の診療体制に必要な要員を常時確保する。 特に手術に必要な動員体制をあらかじめ考慮しておく。
設備		必要な医療機器を備える。
独自要件		ドクターヘリ基地病院及び災害拠点病院である

※整備基準の三重県独自要件について

令和2年度に実施した第7次三重県医療計画の中間見直しにおいて、高度救命救急センターを指定するにあたっては、

- ・本県の南北に長い地理的要件を考慮し「ドクターヘリ基地病院であること」
- ・特殊疾病は災害時に多数の発生が想定されることから、災害時の対応の中心となる「災害拠点病院であること」

を考慮する必要があるとされました。

＜高度救命救急センター指定に関する手続き＞

- ①三重県医療計画への記載（救急医療部会での協議）
- ②救急医療部会における審議及び承認
- ③知事による高度救命救急センター指定
- ④厚生労働省への報告